

県営住宅の入居について

1 申込にあたって

(1) 必要な書類

- ・行政財産使用許可申請書（岡山県営住宅一時使用申込書）
- ・離職を客観的に証明できる書類（事業所の所在地の記載されているもの）
（例 離職票、退職証明書、解雇通知書、解雇予告通知書、求職申込票、雇用保険受給資格者証等）
- ・住宅の退去を客観的に証明できる書類
（例 寮・社宅からの退去通知書、給与明細書、賃貸住宅の契約書等）
- ・求職中であることを確認できる書類
（例 ハローワークが発行したハローワークカードの写し、おかやま就職応援センターの求職証明書）
- ・岡山県営住宅一時使用に係る誓約書
- ・岡山県営住宅緊急時連絡票
- ・印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）（印鑑持参）
- ・世帯全員の住民票の写し（続柄の記載のある発行後3箇月以内のもの）

(2) 敷金は不要です。

(3) 入居期間は6か月です。（6か月の延長可能、最長1年間）

2 入居にあたって

(1) 入居日は県が指定した日とします。

(2) 電気、ガス、水道、電話の申込は各自でお願いします。

(3) 自治会費等の負担が必要になります。（自治会へ直接支払い）
自治会へ連絡をお願いします。

ゴミ出し、清掃等についても問い合わせてください。

(4) 県営住宅ではペット（犬、猫等）を飼うことはできません。

(5) 駐車場が必要な方は自治会へ問い合わせてください（原則1台）。
なお、駐車場が確保できない住宅があります。

(6) 県営住宅の使用料は納入通知書にて県の指定する日までに納入をお願いします。
当月分を月末までにお支払ください。

(7) 許可なく住宅の工事（エアコンの取付等）等を行うことはできません。

3 退去にあたって

(1) 退去する場合は、引っ越しされる2週間前までにご連絡ください。

(2) 入居者の不注意による損傷があった場合は修繕費用を負担していただきます。

(3) 電気、ガス、水道、電話の廃止は各自で手続を行ってください。

（問い合わせ）

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県土木部都市局住宅課 電話086-226-7867